

第4章 生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会へ

多種多様な野生動植物と人間とが
良好な関係を保つことによる、滋
賀の生物多様性の保全・再生

現況

本県は400万年の歴史を有する古代湖・琵琶湖を有し、2,400種以上の水生生物が生息・生育し、県域全体では10,000種を超える生物が記録されています。また、里山里山などにみられる自然に支えられた人々の暮らしが営まれ、鮎すしなどの滋賀独自の地域文化も育まれてきました。

しかしながら、開発などによる生物の生息・生育環境の劣化や消失、自然と人との関係の希薄化による二次的自然の荒廃、獣害の増加、オオクチバスやオオパナミズキンバイ等の侵略的外来生物の侵入・定着などにより、本県独自の生物多様性に危機が迫っています。

例えば、ニホンジカは、近年、個体数が増加し、分布範囲が拡大したために、食害による農林業被害や森林の植生衰退・土壌侵食を引き起こしています。今後もこのような状況が続けば、農林業被害だけではなく、自然生態系にも深刻な影響が及ぶと予測されます。

また、カワウの急激な生息数の増加により、アユなどの水産資源が捕食される漁業被害や、集団営巣地（コロニー）周辺での樹木の枯損が起きています。

さらに、県内では侵略的外来種の侵入・定着が相次ぎ、平成21年（2009年）に初確認された水生植物のオオパナミズキンバイは南湖全域に拡大し、在来植物との競合、底生生物・魚類の生息環境の悪化、水流の停滞による水質の悪化、漁船の航行や漁場への影響など、生態系や景観、産業への影響が懸念されています。

一方で、私たちの社会構造や生活スタイルの変化に伴い自然への働きかけが縮小し、里山の荒廃や竹林の拡大など、二次的自然の中で育まれてきた生物多様性が大きく損なわれています。

また、地球温暖化などの地球規模の環境変化により、これまであまり見られなかった生物が定着するなど、野生生物の分布に対する影響も出始めています。

課題および今後の取組

外来種やニホンジカ、カワウ等の「増えすぎ」や多くの在来種の「減りすぎ」といった自然界のバランスの崩れという生物多様性の危機に対して、緊急の取組を実施する必要があります。

また、社会全体として生物多様性を保全しその恵みである「生態系サービス」を持続的に享受するため、生物多様性に関する理解を深めるとともに、各主体の活動における生物多様性への配慮を広めるための取組を推進する必要があります。

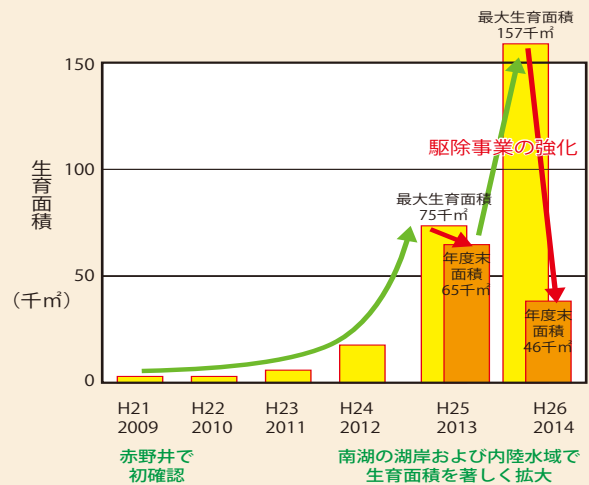
これらの課題に戦略的・体系的に対応するため、平成27年（2015年）3月に「生物多様性しが戦略」を策定し、それに基づいた取組を進めています。

■本県の生物多様性を脅かす外来種等への対応

侵略的外来種は放置すると著しく増加、拡大し、在来種の存続を脅かすなど、生態系全体に悪影響をもたらすおそれがあります。

例えば、南湖で急増した外来植物のオオパナミズキンバイに対しては、平成25年度から生育面積を縮減するため本格的な駆除を開始し、管理可能な生育状況に抑えることを目指しています（図表16）。

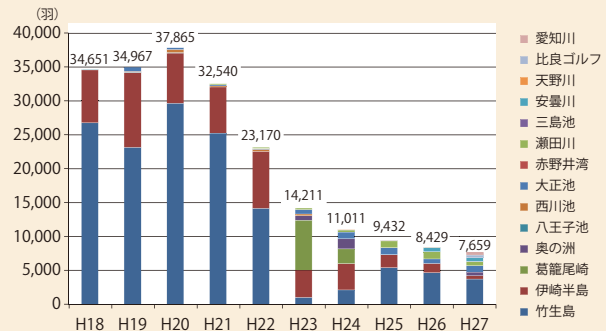
図表16 オオパナミズキンバイの生育面積の変化



食害の影響が著しいニホンジカに対しては、被害状況の把握や効果的な捕獲方法を検証しながら、影響の軽減を目指した捕獲事業の強化を進めています。

また、カワウに対しても個体数調整に取り組んでおり、近年、大規模コロニーでの生息数が大幅に減少してきています（図表17）。しかし、小規模コロニーの形成等の課題も発生しており、当面は管理しやすい程度まで、長期的には被害が表面化していなかった頃の個体数4,000羽を目標として生息数の削減に取り組んでいます。

図表17 滋賀県春期（5月）カワウ生息数の推移



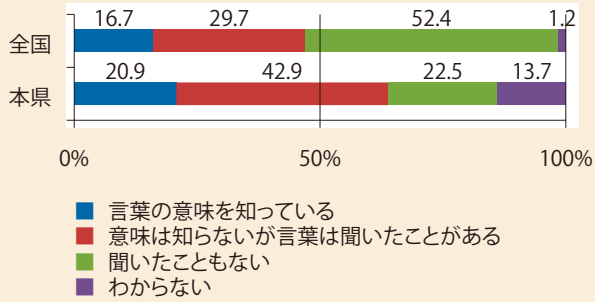
■生物多様性に対する県民の理解や生態系サービスの持続可能な利用の取組の推進

本県の生物多様性を保全しながら、その恩恵として生態系サービスを持続的に享受するためには、県民一人ひとりが、日常生活や社会経済活動などのすべての営みが生態系サービスに支えられていることを認識し、生物多様性の重要性やその価値を理解していく必要があります。

本県での「生物多様性」という言葉の認知度は、全国より高い状況にはあるものの、その意味を知っている人はいまだ2割にとどまっており、多くの県民にとってなじみの薄い状況にあります（図表18）。そのため、まずは県民が生物多様性について知る、気づく、考える機会を環境学習やイベント等により設け、理解の促進を図ります。

また、併せて、地域資源の活用、地産地消の推進、生産活動における環境への配慮に関する認証など、社会経済活動に生物多様性を組み込む取組を進めます。

図表18 生物多様性の認知度



出典：平成25年度県政世論調査
平成26年度内閣府県境問題に関する世論調査

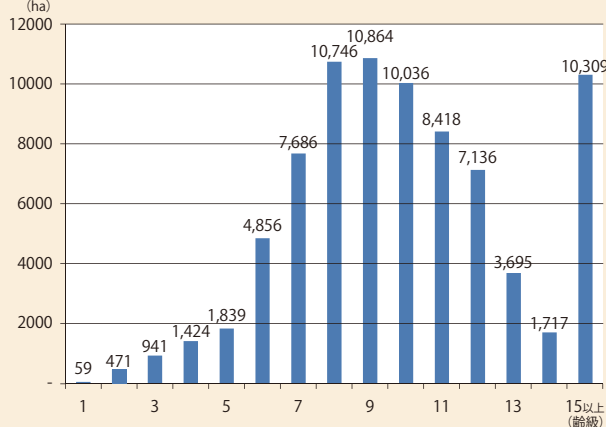
森林の多面的機能が持続的に発揮される、地域特性に応じた森林づくり

現況

本県の森林は県土の約半分を占めており、水源の涵養^{かんよう}や県土の保全、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など、様々な役割を果たしています。そのため、これら多面的な機能が持続的に発揮されるように、「琵琶湖森林づくり基本計画」に基づき、地域特性に応じた森林保全や森林管理に取り組んできました。

本県では、森林の約9割が民有林であり、その中でも個人の所有が41%と最も多くなっています。また、人工林が44%を占めており、その約半分が手入れの必要な、林齢9歳級（45年生）以下^(*)の森林となっています（図表19）。一方で、戦後に造成された人工林が、今後、本格的な利用期を迎える状況にあります。

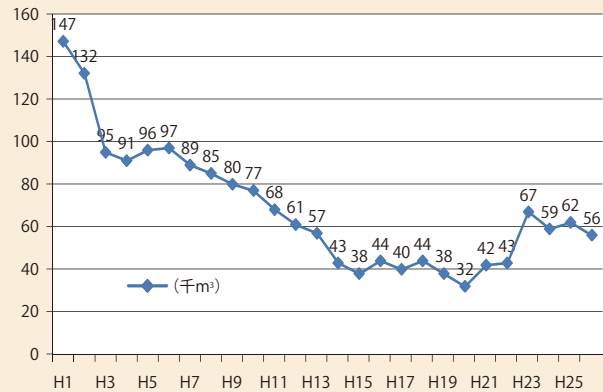
図表19 人工林の年齢別面積（民有林）



※年齢級：森林の林齢を5ヶ年でひとくくりにしたもの。

森林の多面的機能を持続的に発揮するためには、林業活動の活性化による適切な森林整備を推進し、森林資源の循環利用を進めることが不可欠ですが、平成26年（2014年）の県産材の生産量は56,000㎥にとどまっており、近年増加傾向にはあるものの、低い水準で推移しています（図表20）。一方で、平成24年（2012年）に東近江市において県産材の流通拠点である「木材流通センター」が開設、平成27年（2015年）には、米原市において木質バイオマスの発電施設が稼働を開始するなど、県産木材の利用拡大が図れる施設の整備が進んでいます。

図表20 本県の木材生産量の推移

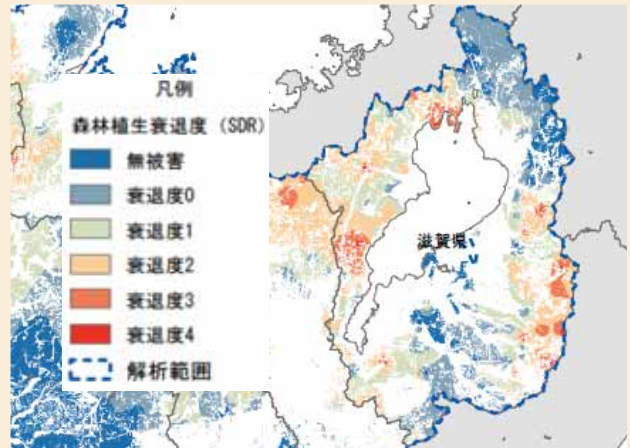


一方、近年、水源林周辺の目的不明な森林の取得や二ホンジカによる植生・林業被害の増加、森林生態系被害の増加など、森林の健全性を脅かす事象が顕在化しています。

林野庁の調査によると、平成18年から平成26年において、居住地が海外にある外国人や外国人と思われる者による森林買収の事例が、他道県にて92件、1,153ha確認されています。そのため、本県を含む16道県（平成26年度末時点）が水資源保全の観点から、水源周辺における土地取引行為に事前届出を求める条例を定めています。

また、二ホンジカの急増により若芽や樹皮等への被害が深刻化しており、森林生態系への影響が顕著になっています（図表21）。

図表21 シカによる森林植生衰退状況



出典：関西広域連合 平成26年度野生鳥獣対策検討業務報告書より作成

課題および今後の取組

森林の健全性を阻害する新たな課題への対応が必要となっています。また、本格的な利用期を迎える森林資源の循環利用の推進が求められています。

そのため、「琵琶湖森林づくり基本計画」では、平成27年度から平成32年度までの戦略プロジェクトとして、「生物多様性に富んだ豊かな森林づくりの推進」と「県産材の安定供給体制の確立」を掲げており、新たな課題に対して重点的かつ戦略的に取り組んでいきます。

■生物多様性に富んだ豊かな森林づくりの推進

森林の多面的機能を持続的に発揮させていくためには、森林の保全・管理等の総合的な取組を行うとともに、多様な動植物が生息・生育する豊かな森林づくりを進める必要があります。

そのため、琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給を図るなど、水源涵養機能の維持に特に必要な森林を積極的に水源森林地域として指定し、届出制度等による適正な保全・管理を図ります。あわせて、水源林保全巡視員を配置し、山地災害の危険地や森林被害の実態、林地の開発状況等の点検や巡視を強化し、森林の保全に努めます。

また、計画的な除間伐等の森林整備により森林の健全性を維持するとともに、適切な植生維持による生物多様性の保全を図るため、増えすぎたニホンジカの多様な主体による捕獲を推進するなどし、生息密度の低減を進めます。

■県産材の安定供給体制の確立

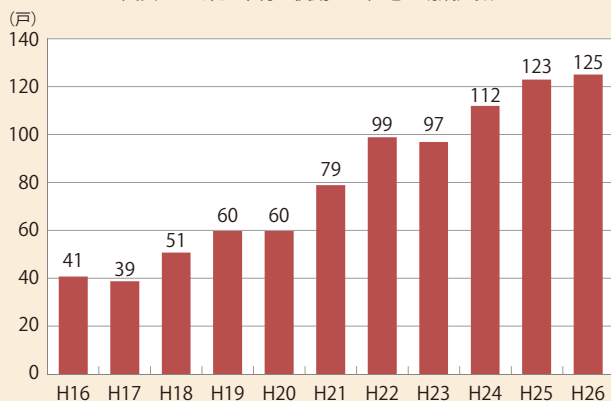
森林資源の循環利用を進めるため、川上から川下までの多様な取組により、県産材の安定供給体制を確立する必要があります。

そのため、木材の生産段階においては、搬出間伐等の取組を推進するとともに、林内に放置されてきた間伐材等の残材を搬出・利用する取組を推進します。

また、県産材の利用拡大を進めるため、ニーズに即した原木供給など、木材流通センターを核とした県産材の生産・流通体制の強化に取り組むとともに、県産材加工施設や木質バイオマス利活用施設等の整備を推進します。

あわせて、公共施設の木造化・木質化の取組等により県産材の普及啓発やPRをおこない、住宅などでの県産材の積極的な利活用を促進します（図表22）。

図表22 県産材を使用した住宅の助成戸数



自然環境の総合的保全

●生物多様性しが戦略

〈自然環境保全課〉

本県では、平成27年3月に生物多様性の保全と持続可能な利用のための計画として、生物多様性しが戦略を策定しました。

私たちの暮らしは、多様で豊かな生きものさまざまな働きに支えられて成り立っています。たとえば、食料や建材等の資源として、自然災害の予防として、地域の風土に根差して育まれる文化の源として、私たちの生活を支えています。

こうした自然の恵みを将来にわたって得られるよう、目標を設定し、生物多様性の危機に対する取組、自然の恵みの持続可能な利用の取組、生物多様性に対する理解と行動の促進の3つの行動計画を定めました。

今後も生物多様性に関する取組が進むよう、支援をしていきます。

●野生動植物との共生に向けた取組

〈自然環境保全課〉

本県には、60種を超える固有種をはじめ1万種を超える多様な野生生物が生息・生育しています。このような滋賀の豊かな生物多様性を次の世代へと引き継いでいくことは、現代に生きる私たちに課せられた重大な責務です。

平成18年（2006年）3月には、希少種の保護対策、外来種対策、有害鳥獣対策の推進による野生生物との共生を目的とした「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」を制定しました。

■希少種

「滋賀で大切にすべき野生生物～滋賀県レッドデータブック2010年版～」では、716種もの動植物種が、絶滅危惧種、絶滅危機増大種、希少種に選定されており、個体数の減少や生息・生育環境の悪化により、絶滅の危機に瀕していると評価されました。このため、平成19年（2007年）5月にハリヨなどの22種、平成26年1月にハマエンドウなどの9種、合計31種を「指定希少野生動植物種」に指定し、捕獲などを原則禁止としています。

また、希少野生動植物種を生息・生育地と一体的に保護するため、「生息・生育地保護区」を指定していますが、平成25年度には「新海浜」を指定し、県全域で10箇所となりました。

■外来種

本県では、平成19年（2007年）5月にワニガメやハクビシンなどの15種類、平成26年1月にフロリダマミズヨコエビ1種、合計16種類の動植物を「指定外来種」として、飼養などの届出を義務づけ、野外への放逐などを禁止しました。近年、本県ではアライグマ、ハクビシンの捕獲個体数が増加傾向にあり、ヌートリアも目撃例が増えてきています。

また、平成21年度から25年度まで「外来生物調査隊“エイリアン・ウォッチャー”」と銘打った本県の山間部と琵琶湖等の水面を除く全域で外来生物の生息・生育状況を調査する事業では、調査地域の81.4%で外来生物が分布していることが明らかとなりました。

●外来水生植物の駆除

〈自然環境保全課〉

琵琶湖で確認されている特定外来水生植物に指定された主な水生植物は、ボタンウキクサ、ミズヒマワリ、ナガエツルノゲイトウ、オオフサモ、オオバナミズキンバイの5種です。

ボタンウキクサは、平成19年に赤野井湾等で繁茂しましたが、水草刈取り船による回収と発生地での駆除を徹底した結果、再生は見られなくなりました。

ミズヒマワリは、平成19年に南湖東岸で生育が確認されて以来、主にボランティアによる駆除活動が行われ、本県も資材提供等の支援を行い、生育規模は大幅に縮減しました。

ナガエツルノゲイトウとオオバナミズキンバイは、沿岸域に大規模な群落を形成するほどに繁茂するために、建設機械や水草刈取り船を用いた大規模な駆除に人力による小規模群落を対象とした駆除を併用して、積極的に生育を抑制する対策を実施しています

トピックス TOPICS

オオバナミズキンバイの駆除

〈自然環境保全課〉

本県では平成21年に守山市赤野井湾で初確認され、以後、生育面積が拡大し続け、生態系や漁業への影響が懸念されています。

平成25年度には最大生育面積が約75,000㎡に達し、緊急雇用創出事業による駆除を行い、年度末には生育面積が約65,000㎡にまで減少しました。

しかし、平成26年度には最大生育面積が約157,000㎡となり、建設機械と水草刈取り船を用いた大規模な駆除を行いました。その結果、年度末の生育面積を約46,000㎡、前年度末の約2/3にまで縮減させることができました。



オオバナミズキンバイ



オオバナミズキンバイ駆除作業

●鳥獣被害対策の取組

〈自然環境保全課〉

近年、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、カワウなどの野生鳥獣による被害は、農林水産業のみならず生物多様性の損失など自然生態系へも及んでいます。特に、ニホン

ジカによる被害は、生息頭数の急激な増加に伴って下層植生への食害などによる森林生態系への影響が顕著になり、水源涵養機能や土砂流出防止機能などの森林の公益的機能の低下が懸念されています。

こうした生息数の増加に伴い、人間とのあつれきが深刻な社会問題になっている野生鳥獣、また、数が著しく減少している野生鳥獣については、農林水産業被害の軽減、自然環境の保全とともに健全な個体群の維持を図ることを目的に、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき第一種特定鳥獣保護計画および第二種特定鳥獣管理計画を作成することができるとされています。

本県では、現在、「ツキノワグマ」について第一種特定鳥獣保護計画を、「ニホンザル」、「ニホンジカ」、「カワウ」、「イノシシ」について第二種特定鳥獣管理計画を作成しています。

ニホンジカについては、平成22年度の推定生息数は、47,000~67,000頭であり、早期に大幅な捕獲数の増加を図る必要があります。また、平成24年度から高標高域・奥山地域での防除対策を、平成25年度からは鳥獣保護区等の限定した地域に捕獲チームを派遣する取組を実施しています。

カワウについては、平成21年度からエアライフルにより成鳥を狙って捕獲するなどの効果的な捕獲を実施しています。その結果、春期の生息数は、平成20年度には約38,000羽程度でしたが、平成21年度から減少し始め、平成27年度春には、約7,700羽となっています。

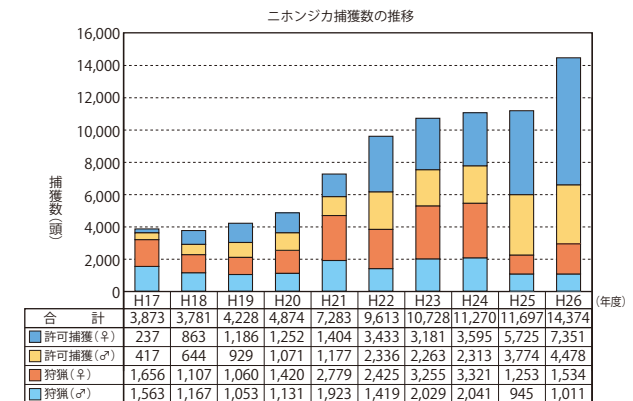


ニホンジカによる皮はぎ被害



下層植生は食害を受け、ニホンジカが食べない植物（この場合トリカブト）だけが残った森林

◆滋賀県におけるニホンジカ捕獲数推移



●鈴鹿生態系維持回復事業

〈自然環境保全課〉

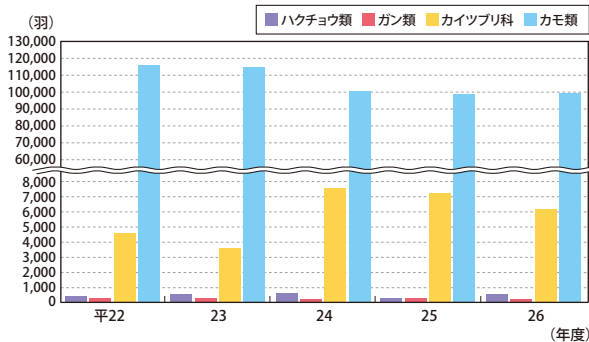
鈴鹿国定公園内の貴重な植生を保全し、衰退した下層植生を回復させるため、鈴鹿生態系維持回復事業を実施します。御池岳山頂部のオオイタヤマゲツ群落の保全対策として樹皮保護ネットを設置し、平成27年度からシカの捕獲と組み合わせた事業を展開しています。

● 鳥獣保護

〈自然環境保全課〉

本県は、琵琶湖を中心にコハクチョウや天然記念物のヒシクイなどの渡り鳥の重要な飛来地になっています。このため、狩猟を禁止し鳥獣の保護繁殖を図る地域として「鳥獣保護区（平成26年度現在:46箇所、100,966ha）」を指定し、このうち特に鳥獣の生息地として厳重に保護する地域を「特別保護地区（平成26年度現在:14箇所、1,393ha）」として、土地の形状変更などを規制しています。

◆ 琵琶湖への水鳥飛来数の推移



● 世代をつなぐ農村まると保全向上対策

〈農村振興課〉

農地・農業用水などの農村の資源は、農業生産だけでなく琵琶湖や農村地域の豊かな自然環境や美しい景観を形成するなど多面的機能を有し、県民に限りない恵みを与えてきました。しかし、近年の過疎化・高齢化・混住化などの進行に伴う集落機能の低下により、これらの資源の適切な保全管理が困難になってきています。

このため、平成19年度から国の制度を活用して、農地・農業用水などの資源や、豊かな生態系、美しい農村景観などを保全するために、地域が主体となった共同活動や、老朽化した農業用施設の長寿命化を図るための補修・更新等に対して支援する「世代をつなぐ農村まると保全向上対策」を推進しています。

平成26年度では、898集落において824の活動組織が、35,276haの農地を対象に活動が行われ、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮が図られています。

● 豊かな生きものを育む水田づくり

〈農村振興課〉

かつて、水辺と水田を往き来する魚類や水生昆虫、水田と里山を往き来する水生昆虫、それらをエサとする鳥類など、人の営み（農業活動）を中心として、各ゾーンを多様



生きもの観察会の様子

な生きものが往き来出来る環境が、豊かな生態系を育ててきました。

琵琶湖周辺の水田では、フナ、コイ、ナマズなどの湖魚たちが琵琶湖との間を往き来し、春から初夏にかけて水田に遡上し、水田が産卵繁殖の場として「ゆりかご」の役割を担っていました。

平野部から中流域にかけてもホテルやドジョウ、カエル、カスミサンショウウオなど地域ごとに様々な生きものが成育の各段階で移動しながら、水田や農業用水路を生息の拠点としていました。

しかし、生活の利便性や、農業生産性などを優先する様々な開発により、各ゾーンで生きものが往き来できず、連続性が途切れてしてしまい、水田で見られる生きものが減少してきています。

このため、水田と周辺環境や生息空間の連続性を取り戻すための取組として「魚のゆりかご水田」など「豊かな生きものを育む水田づくり」を進めており、平成26年度現在、取組面積が221haと広がってきています。

■ 魚のゆりかご水田プロジェクト

琵琶湖周辺の水田では魚類の産卵繁殖の場として再生する「魚のゆりかご水田プロジェクト」に取り組んでいます。

これまでの調査で、稚魚の生残率（稚魚数/産卵数）が6割近くに達した水田もあり、水田は魚類の産卵や稚魚の成育に非常に適した場所であることがわかりました。これを受けて、間伐材を用いた魚道を開発し、推進した結果、農家を中心とした地域活動組織により農業用排水路に魚道が設置され、水を抜いて一旦水田を乾かす中干し時期には、多くの稚魚が水田から排水路を通じて琵琶湖へ流下しました。また、各地域で開催された生きもの観察会では、稚魚が流下する様子を見て「水田と琵琶湖とのつながりを再認識させられた」という声が聞かれるなど、水田の多面的機能を理解してもらう貴重な場を提供することも出来ました。



魚道を勢いよく遡上するコイ

■ 魚のゆりかご水田米

平成19年度からは「魚のゆりかご」となった水田でとれたお米を『魚のゆりかご水田米』としてブランド化を図ることで、この取組を広く県民の皆様にご存知していただくとともに、取り組み農家をバックアップすることなどにより、魚のゆりかご水田の拡大を推進しています。



トピックス
TOPICS

合成木材 (FFU) の魚道等への活用による省力化 (地域と企業の連携)

〈農村振興課〉

積水化学工業滋賀栗東工場では、塩ビパイプや合成木材 (FFU) の製造段階で発生する端材を、農家の環境保全活動に提供されています。

提供を受けた農家は、パイプを水路内の生き物の隠れ家に使ったり、魚が琵琶湖から田んぼに遡上できる魚道の材料や、水田内に生きものが生息できる小溝の土留板として活用し、生態系保全の活動に活かされています。

提供された合成木材は、通常の木材と比べて耐久性が高く、活動農家の負担軽減に寄与しています。

積水化学工業にとっても、これまでは端材のリサイクルのために新たなエネルギーを消費していましたが、農家の環境保全の取組に提供することで、エネルギー消費の節減効果が期待されます。

また、積水化学工業では、期間限定で社員食堂のご飯に、交流している農家のお米 (魚のゆりかご水田米) を使ったり、社員が家族ぐるみで水田オーナーとなり、地域の生きもの観察会や田植・稲刈りイベントに参加し交流を深めています。



魚道の設置



水田オーナー田植

多自然川づくり

〈流域政策局〉

治水上の安全を確保しつつ、河川が本来有している生物の生息・生育環境や、多様な河川景観を保全・創出するために、河川全体の自然の営みを考慮した多自然川づくりに取り組んでいます。



長命寺広域河川改修事業 (蛇碓川：近江八幡市)

緑地環境保全地域・自然記念物

〈自然環境保全課〉

「滋賀県自然環境保全条例」に基づいて、平成26年度末現在で、緑地環境保全地域として6地域を指定するとともに、特に県民に親しまれ由緒あるものを自然記念物として29件指定しています。

また、琵琶湖およびその周辺の自然環境とすぐれた風致景観を保全するため、内湖をはじめとする水生植物生育地など、18箇所の自然保護地など約447万㎡を公有化しています。

自然公園の指定

〈自然環境保全課〉

県内には、琵琶湖、鈴鹿の2つの国定公園と、三上・田上・信楽、朽木・葛川、湖東の3つの県立自然公園があり、自然公園面積比率 (県面積に占める自然公園面積の割合) は37.3%です。



伊吹山の自然再生

〈自然環境保全課〉

伊吹山は、滋賀県と岐阜県境にそびえる標高1,377mの山であり、県内の植物2,300種のうち約1,300種が生育する植物の宝庫です。

かつて、伊吹山は採草地として利用されてきましたが、現在では、年間約30万人が訪れる観光地となっています。また、伊吹山の南西斜面では戦後、石灰岩の原石山として開発が着手されて以降、現在も大規模な採掘が行われています。

こうしたことから、かつてのお花畑では採草が行われなくなったことにより、低木林やススキが繁茂したり、また山頂部一帯や登山道周辺における利用者の踏み荒らしによる重要植物の減少や外来植物の侵入など、お花畑への影響が生じています。また、石灰岩の採掘によりその山容が変化するという景観面の影響も憂慮されています。

このため、保全活動団体、土地所有者、関係企業、学識経験者、関係行政機関の参画を得て、平成20年 (2008年) 5月に伊吹山自然再生協議会を設置し、「伊吹山再生全体構想 (平成21年 (2009年) 3月)」を策定しました。この中で、伊吹山の再生に向け、①お花畑の維持、復元、②優れた景観の維持、創造などの課題について、目標と取組方針、役割分担などを定め、協議会各構成員は、植生復元のため立入防止柵や案内板、道標の設置、登山道の修繕および低木・ススキの伐採など、全体構想実現のための取組を進めています。

また、平成26年度から入山協力金を導入し、伊吹山の

適正な管理に活用しています。

近年、伊吹山山頂のお花畑においてニホンジカの食害が急激に広がり、お花畑の存亡の危機となっていることから植生防護柵の設置を行い、保全対策に取り組んでいます。



伊吹山山頂お花畑案内図や立入防止柵の設置

●びわこ地球市民の森

〈都市計画課〉

本県では、緑を再生するために、野洲川南流の廃川敷地の一部42.5haを活用して、県民をはじめ多くの人々と共に、長い時間を掛けて、様々な生き物が暮らす豊かな「びわこ地球市民の森」として再生する事業に取り組んでいます。

この森づくりは、「生態系の形成に配慮したビオトープ空間の創造」と、「照葉樹の林と訪れる人たちが自由に楽しめる落葉樹の林や原っぱの形成」をコンセプトとして、植栽基盤、園路や駐車場などの施設整備については都市公園事業で進め、植栽については、広く一般から参加者の募集を行い、苗木を中心に植樹を行ってきました。

森づくりがスタートした平成13年(2001年)の「滋賀県植樹のつどい」(みどりの日に開催)から、平成26年(2014年)3月末までに、延べ45,944人の参加者により、160,967本もの苗木が植樹されました。今後は県民から募集した「びわこ地球市民の森・森づくりサポーター」の皆さんによる「森づくりサポーター活動」を中心に育樹活動へ軸足を移し、植栽管理(草刈りや施肥など)を実施していきます。

●琵琶湖湖辺域保全・再生の基本方針

～人と自然とが共生する美しい琵琶湖を目指して～

〈流域政策局〉

「琵琶湖湖辺域保全・再生の基本方針」は、湖辺域を形づくっている砂浜湖岸、植生帯湖岸、山地湖岸のもつ自然環境や景観などに着目し、それらを保全・再生する際の基本的な考え方を示したものです。

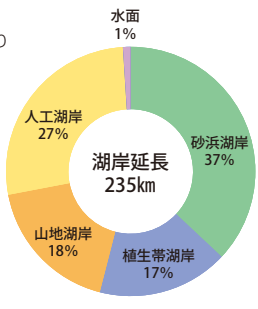
今後の個別の地域における具体的な対策は、基本方針を踏まえ、地域住民や関係団体、専門家等と連携・協働を図りながら検討し実施していきます。また、具体的な施策で得られた知見をより多くの場で活かすことができるよう、本県の関係部局や研究機関と連携を図るとともに、地域住民とも情報共有を図り、意見交換できる場の確保に努めます。

●基本方針

- ◆人々の利用環境と生物の生息環境の保全・再生
- ◆事業の評価を施策に反映
- ◆地域の特性を活かし地域住民と連携・協働

◆湖岸分類(平成14年(2002年)河港課(現流域政策局調査))

砂浜湖岸：水際線が砂浜である湖岸。
 植生帯湖岸：水際線がある程度まとまりのある植生帯(ヨシ、マコモなど)である湖岸。
 山地湖岸：背後地に山地が迫っている湖岸。
 人工湖岸：水際線が矢板、コンクリート、自然石などの人工構造物で構成された湖岸。
 水面：河口部などの水面。
 ※水際線：B.S.L.(琵琶湖基準水位)±0.0m付近として調査した。



みどりづくりの推進

●琵琶湖森林づくり基本計画

〈森林政策課〉

県土のおよそ2分の1を占める滋賀の森林は、琵琶湖の水を育み、自然災害を防ぐなど、私たちの暮らしと切り離すことができない貴重な財産です。

平成16年(2004年)3月に、森林づくりを推進することにより、琵琶湖の保全と県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする「琵琶湖森林づくり条例」を制定しました。

そして、この条例の理念を実現するためのアクションプランとして、同年12月に、琵琶湖森林づくり基本計画を策定し、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向けた滋賀の森林づくりに取り組んできました。

しかし近年、他道県で問題となった目的不明な森林取得、森林に甚大な被害を及ぼしているニホンジカの増加、文化的・学術的に価値の高い巨樹・巨木の保全、林地境界の不明瞭化など、新たな課題が顕在化してきました。

また、戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎える中で、森林資源の循環利用を進める必要があり、県産材の利用の拡大が求められています。

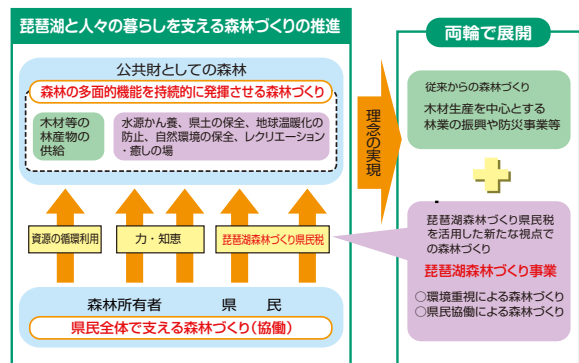
このため、平成27年度は、基本計画の見直しを進めており、このような課題に的確に対応していくこととします。

●琵琶湖森林づくり県民税

〈税政課、森林政策課〉

森林の公益的機能を発揮する森林づくりを推進するための費用については、森林の恩恵を享受している県民の皆さんに共同してご負担していただくことが望ましいとの考え方から、平成18年(2006年)4月に「琵琶湖森林づくり県民税条例」を施行しました。

この税は、現行の県民税均等割りの額に一定額を上乗せする方式により、個人から年間800円、法人から資本などの額の区分に応じて2,200～88,000円をご負担いただくもので、「環境を重視した森林づくり」と「県民協働により森林づくり」の2つの視点に立った森林づくりに活用します。



● 環境に配慮した森林づくりの推進 〈森林政策課、森林保全課〉

森林は、県土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、そして木材等の生産といった多面にわたる機能の発揮を通じて、安全で安心して暮らせる社会の実現に貢献しています。

一方で、人工林のうち間伐などの保育が必要な9齢級(45年生)以下の森林が未だ多くを占めるなか、森林の手入れ不足や獣害等により、森林の持つ多面的機能の低下が大きな問題となっています。

このため、間伐などの森林整備や病虫獣害対策、林道などの基盤整備、治山事業による山地災害防止などの事業をはじめ、放置された手入れ不足の人工林については、多様な樹種・林齢の樹木が混在する環境林へ転換するなど、様々な動植物が生育できる森林づくりを進めており、平成26年度は、間伐を中心とした森林整備を1,724ha実施しました。

また、森林の公益的機能を発揮させるため、特に重要な役割を果たしている森林については保安林の指定を進め、平成26年度末の保安林面積は、64,884haと民有林面積の35.2%を占めています。

● 巨樹・巨木林の保全 〈自然環境保全課〉

山里の文化や暮らしとともに残されてきた貴重な巨樹・巨木林を次世代に残すために、県、市、森林所有者等との間で締結する協定に基づいて実施する保全活動や、周辺環境整備を支援しています。これまで高島市朽木と長浜市余呉町で352本のトチノキ等について協定を締結し保全を実施しています。

● 県民の協働による森林づくりの推進 〈森林政策課〉

森林づくりは、森林所有者の方々だけでなく、県民の皆さんとの協働により進めていくことが大切です。このため、森づくりに県民の皆さんが主体的に参加できるように、森林・林業の情報提供や上下流域連携による森林づくりを進めるとともに、ひろく県民が協働で活動できる組織の整備や活動を支援しています。

■ 県民による里山保全活動

身近にある里山を保全し、活用するため、地域特性に応じた利用や県民による保全活動に対して支援しています。(平成26年度実績3地区)



■ 森林ボランティア活動への支援

県民の誰もが森林づくり活動に参加できるよう、様々な森林ボランティア活動を支援するとともに、活動の核となる人材の養成に努めています。

(「森づくりネット・しが」への登録76団体)



森林ボランティア団体による森林整備作業柵の設置

● 次代の森林を支える人づくりの推進 〈森林政策課〉

森林を適切に保全管理していく上で、県産木材の有効利用の促進が大変重要となっています。このため、森林施業プランナーや高性能林業機械オペレーターなど、担い手の育成・確保に取り組んでいます。

また、身近にみどりや森林に親しめる施設として、県立近江富士花緑公園や、山門水源の森を運営し、森林環境学習などを行っています。

● 企業の森づくり 〈森林政策課〉

社会貢献活動等に熱心な企業の支援を得て森林整備・保全活動を推進するため、活動フィールドの情報収集などに努めるとともに、企業と森林所有者とのコーディネートを行っています。



設定地で企業の方々



企業の方々との作業風景

● 滋賀県森林CO₂吸収量認証制度 〈森林政策課〉

環境貢献などを目的として森林づくり活動を行う企業や団体などが整備する森林について、二酸化炭素の吸収量を数値化し認証する取組を行っています。森林整備を行うことで、森林の多面的機能を高めるとともに、二酸化炭素の吸収により地球温暖化防止に貢献できます。申請された団体には、年間の二酸化炭素吸収量の数値等を記載した認証書を交付しており、平成26年度には3団体に認証書を交付しました。



認証書



平成26年度第9回森づくり交流会ふれあいフェスタ2014で認証書を交付しました。

● 「緑の募金」活動の推進 〈森林政策課〉

湖国のみどりを県民共有の財産として守り育てるため、(公財)滋賀県緑化推進会が、春(4月1日~5月31日)と秋(9月1日~10月31日)に行う緑の募金活動を支援しています。

「緑の募金」は、身近なみどりづくりや名木などの保全、みどりづくりの普及啓発、国際緑化協力などに使われています。